

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第8回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年10月17日(火) 午後2時から午後4時30分まで		
開催場所	小金井市東小金井駅開設記念会館2階A・B会議室		
出席者	委員	<出席者：12名> 柿崎会長(環境部長) 浅賀委員・羽鳥委員・矢野委員・福島委員・蜂谷委員・吉田委員・佐野委員・朝倉委員・小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長 <欠席者：2名> 一瀬委員・坂野委員 ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	富田・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	4人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第7回協議会について 報告2 第7回検討会議の報告 2 協議事項 議題1 第7回協議会でのご意見等の整理 議題2 交通量推計について 議題3 施設整備基本計画について ・基本方針 ・公害防止基準 ・施設運営方法の検討 ・整備スケジュール 3 その他 ① 次回開催候補日 11月16日、17日、18日		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年11月17日		

開 会

○柿崎会長（環境部長） 本日もお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。それではこれより第8回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を開催する。

出席状況と資料確認

○柿崎会長（環境部長） 早速、委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いする。

○事務局（山下） まず委員の出席状況について報告する。本日は、東町一丁目町会の一瀬委員、つつじ会の坂野委員からご欠席のご連絡をいただいている。また新小金井虹の会には協議会開催のご案内等を送付しているが、現時点で委員選出のご回答をいただけていないので、本日も欠席の扱いとさせていただきます。

続いて、配付資料の確認をさせていただく。事前配付資料として送付させていただいたものをお持ちいただいているかと思うが、ご確認いただきたい。

まず、本日の次第と資料番号協8-1として「第7回協議会について」、資料番号協8-2として「第7回検討会議の報告」、資料番号協8-3として「第7回協議会でのご意見等の整理」、資料番号協8-4として「交通量推計について」、資料番号協8-5として「施設整備基本計画について」である。

そのほか、参考資料として、前回ご説明させていただいた「清掃関連施設再配置候補地の選定について」の修正版を机上にて配付したので、ご確認いただきたい。

資料については以上で、不足等あれば事務局に申し出いただきたい。

○小野ごみ対策課長 「清掃関連施設再配置候補地の選定について」の修正版については、後ほど私から詳細に改めて報告をさせていただきたい。

○柿崎会長（環境部長） 資料についてはよろしいか。

それでは、本日も時間があれば副会長とそれから検討会議の委員の選出がまだ保留になっているので、後ほど議題3の「その他」で協議いただきたい。

1. 報告事項

報告 1 第 7 回協議会について

報告 2 第 7 回検討会議の報告

○柿崎会長（環境部長） それでは、次第に沿って進行するので、まずは報告事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、報告 1 と 2 を一括して報告させていただきます。

資料番号協 8 - 1 をご確認ください。第 7 回協議会については、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を平成 29 年 9 月 13 日、中間処理場運営協議会を平成 29 年 9 月 22 日に開催した。議事内容は、第 6 回協議会及び第 6 回検討会議、市外施設見学会の報告をさせていただき、協議事項として第 6 回協議会でのご意見の整理について協議した。

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会では、清掃関連施設再配置候補地の選定について市の考えを説明させていただき、また中間処理場運営協議会では、小金井市西部地区環境をよくする会の総会で、これまでの運営協議会での協議事項の説明を行ったとの報告があったと認識している。第 7 回協議会については以上である。

続いて、資料番号協 8 - 2 をご確認ください。第 7 回検討会議が 9 月 26 日に開催されている。

協議内容は、第 6 回検討会議、第 7 回協議会、市外施設見学会の報告が行われた後、第 6 回検討会議でのご意見等の整理、施設配置・動線計画、清掃関連施設整備基本計画（素案）について、資料の説明、意見交換が行われている。

当日配付資料については 2 枚目以降に添付しており、検討会議の資料番号検 7 - 6 という資料があるが、ご確認ください。

「基本計画素案」という資料をつけさせていただいたが、こちらの資料が清掃関連施設整備基本計画のパブリックコメントに向けた現時点の素案である。後ほど、協議会の皆様に特にご確認いただきたい項目について協議事項で説明させていただくが、これまでの協議会、検討会議での議論を踏まえた、現時点での素案であるので、お目通しいただきたい。なお、第 8 回検討会議を 11 月 2 日の木曜日に開催予定である。

報告事項については以上である。

○柿崎会長（環境部長） それでは事務局より報告があったが、報告事項について何かご質問等あれば、よろしく願います。

○吉田委員 前回の協議会はお休みをいただいたので、もう済んだ話かもわからないが、資料8-3の3-4ページに「農工大とは協定があるからできるけれども、学芸大については当たって見たらだめだという意味か」というご意見があって、その事務局からの回答で、「両大学とお話をさせていただいて、両大学とも遊休地ではなく、利用計画があるとのことであった」と、「学芸大は、貫井北町であるため、施設が一地域に寄ってしまうというのはどうかという気持ちがある」と、ちょっと微妙なところなので、これは事務局なので小野ごみ対策課長からのご意見だろうと思うが、この「一地域に寄ってしまうとどうか」と、これはどういう根拠か。

○柿崎会長（環境部長） そこは次の協議事項1のところの説明するので、そこまで待ついただければ、そちらでやったほうがいいのかと思う。

その他今報告させていただいたところについては特になんかということではないか。

2. 協議事項

議題1 第7回協議会でのご意見等の整理

○柿崎会長（環境部長） それでは協議事項に入らせていただくので、事務局より説明をお願いします。

○事務局（山下） 協議事項の議題1を説明させていただく。資料番号協8-3をご確認いただきたい。第7回協議会でのご意見等の整理についてである。

資料の記載内容については、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会からの主なご意見についてまとめているので、両協議会で共有いただきたい。

3-1ページをご覧ください。「武蔵野市クリーンセンターのように、こちら側でも新しい施設をつくるに当たっては、市としてのポリシー、何がこの施設で表現したかったのかがわかるようにしてほしい。」というご意見をいただき、「要望として受け止めさせていただく。」と回答させていただいた。

続いて、「一般廃棄物は市に処理責任があるが、事業系のものについてはうたっていない。現実はやむを得ないと思うけれども、それを法規に従って本来責任のある者に処理してもらうような方向性を出すべきではないか。」というご意見をいただき、事務局から「容器包装リサイクル法に基づく容器等の自主回収店舗の拡充は、一般廃棄物処理基本計画の中でも定めている。事業系のごみの中の容器包装部分については、自主回収店舗の拡充は今後も努めさせていただく。」と回答させていただき、委員からは「事業系ごみはかなり大きな包装緩衝材などで、例えば非常に小さいプラスチックごみなどまで全部事業者がとる場合、各家庭から出るものを全部選別して、家庭ごみとしてもう出せないという状況になると、現実的にできるのかどうか重要な問題だと思う。企業責任においてさらに少なくするという必要だと思うが、事業系ごみの規定は疑問形があるなど個人的に思っている。」という意見もいただいている。

続いて、3-2ページをご覧いただきたい。「清掃施設を設置する場合には、できるだけ市民に平等、公平な清掃施設の負担というのを考えるということを中心に配慮すべきだと思っている。」というご意見をいただき、「皆様方のご意見をいただきながら、追加した方がよい部分については検討させていただき、訂正すべきところは訂正させていただきたいと考えている。」と回答させていただいた。

○吉田委員 これはちょっとわかりにくいけれども、どういうことか。追加したほうがいいのか訂正すべきとか。

○柿崎会長（環境部長） 最後まで説明させていただいて、その後でお願いしたい。

○吉田委員 はい

○事務局（山下） 続いて、「初めに日程ありきといわないで、納得がいくまで話し合いをする姿勢を持ち続けていただきたい。」というご意見をいただき、「十分に皆様方と協議を重ねながら進めていきたいという気持ちはあるが、協議だけが続けていくという形は難しいと思っている。私どもも一定の努力はさせていただくのでぜひ皆様方にもご理解を賜ればと思っている。」と回答させていただいた。

続いて、「新庁舎用地に福祉会館もつくるというのは決まったのか。そうす

ると蛇の目にはごみ関連の施設が入るスペースはないのか。」というご意見をいただき、「処理施設という部分ではないが、リサイクル事業所の機能、形は変わったとしても庁舎建設予定地内で何かやりたいという考えは持っている。中間処理場の運営協議会からは啓発スペースをつくってもらいたいという話が出ている。」と回答させていただいた。

続いて、3-3ページをご確認いただきたい。

「二枚橋跡地は従前より小金井市は取得の意向を示していたところだが」とあるが、何のために取得の意向を示したのか。」というご意見をいただき、「前市長のときから、ごみの関係の施設で使うために取得の意向を示している。」、また「当時、利用計画はまだなかったが、取得意向はあるということで、当時の東部の環境をよくする会には前市長と何度か訪問させていただいた経緯がある。（当初の可燃ごみの施設としての想定から）結果的に買う理由が変わってしまったというのは事実としてはそのとおりだと思うが、取得の話は当時から地元の皆様に差し上げていたという事実はあった。」と回答させていただいた。

続いて、「二枚橋焼却場跡地と中間処理場の2か所で十分にやっていると考えるか。庁舎建設予定地については考えていないということか。」というご意見をいただき、「2か所についてはそのように考えている。庁舎建設予定地については減量施策、資源化施策をご紹介させていただく場、リユース品の販売イベントを行う場とするなどを含めて、意見交換しながら進めていきたいと考えている。また庁舎建設担当部署にも要望している」と回答し、その他記載のとおり質疑応答があった。

続いて、3-4ページをご確認いただきたい。「パブリックコメントの説明や資料をつくる段階でリサイクルの考え方について問題提起というか質問が出てくる可能性がある。基本計画の中で全然触れないでいいのかという感じがする。」というご意見をいただき、「リユースという観点からリサイクル事業のあり方については今後も引き続き検討するというようなことは書かせていただこうと思っている。」と回答させていただいた。

続いて、「農工大とは協定があるからできるけれども、学芸大については当たってみたがだめだという意味か。」というご意見をいただき、「両大学とお話をさせていただいて、両大学とも遊休地ではなく、利用計画があるとのことで

あった。」、また「学芸大は、貫井北町であるため、施設が一地域に寄ってしまうというのはどうかという気持ちがある。」と回答させていただいた。

続いて、「両候補地で配置案A案でもB案でも組み込めるのか。」というご意見をいただき、「敷地の形状がもともと異なるので同じくらいの大きさの面積が取得できたとしても使い勝手の差があり、それを考えるとA案とB案を入れ替えた場合、二枚橋のほうは相当狭隘で不都合の多い施設になってしまうことは想定している。」、また「基本計画の中には敷地1、敷地2のところそれぞれ中間処理場敷地、二枚橋焼却場跡地という形で入れていきたいと思っている。」と回答させていただいた。

続いて3-5ページをご確認いただきたい。「建物の高さはどれくらいになるのか。」というご意見をいただき、「10mから15mくらいである。今の既存の中間処理場は20mくらいである。」と回答させていただいた。

続いて、「粉塵とか車の台数とかそういう数字は出てくるのか。」というご意見をいただき、「騒音や振動の基準が決まっているので、その基準等については基本計画の中に記載する。実際にどういう対策をするかという話は施工者が決まってから皆さんには話をさせていただく。」と回答させていただいた。こちらについては、後ほど基本計画における公害防止基準について、資料協8-5で説明させていただく。

続いて、「庁舎が建設を始めるとなると、それまでに蛇の目を更地にしないといけないということは、蛇の目の事業をどちらかでやらなければならないのか。」というご意見をいただき、「一時的に庁舎建設予定地の中で移設することも視野に入れて検討させていただいている。」、また「リサイクル事業所と空缶・古紙等処理場は、暫定の施設なので動かざるを得ない。」と回答させていただいた。

続いて3-6ページをご確認いただきたい。「パブリックコメントについては検討するという話だったが、やることになったのか。」というご意見をいただき、「市民参加条例でパブリックコメントをしなくてよいという要件が、今回の計画に関しては見当たらないため、パブリックコメントは実施せざるを得ない。地域の方の意見がわかるような公表の仕方は工夫したい。」と回答させていただいた。

続いて、「今後の進め方についてはやっと出たが、詳細を討議していないと思う。例えば候補地の選定条件でアクセスのよいことと書かれているが、具体的にどこを通過してどうなるとか議論をしていないし、説明してもらわないといけない。」というご意見をいただき、「以前の協議会でアクセスや通学路については示している。東町五丁目の収集車両以外は東八道路を通過する。」と回答させていただいた。補足として、はけの道は、原則東町五丁目地区の収集車両のみ通行予定と考えている。

続いて、「環境の数値目標についてはどういうふうにするのか。」というご意見をいただき、「国の基準よりもさらに厳しい規制値とすることで検討会議の資料として協議会にもお示ししている。協定とするか、自主規制とするかについては、今後議論いただきたい。」と回答させていただいた。こちらについても、後ほど基本計画における公害防止基準について資料協8-5で説明させていただく。議題1についての説明は以上である。

○柿崎会長（環境部長） 事務局より、説明があったが、ご質問等あればよろしくお願ひしたい。

先ほど吉田委員から出てきた点についてはいかがか。

○小野ごみ対策課長 「学芸大は、貫井北町にあるため、施設が一地域に寄ってしまうというのはどうかという気持ちがある。」という意味だが、中間処理場も清掃関連施設の候補地として今考えているところなので、貫井北町に2つの施設が集まってしまうのはどうかという気持ちがあるというニュアンスでお答えはしている。

○吉田委員 それは具体的に例えば市条例で決まっているようなことなのか、それとも事務局の考えなのか、その辺の根拠がどこにあるか。

○小野ごみ対策課長 条例、法令に何か定めがあるものではなくて、これは中間処理場運営協議会でも今まで協議会を7回ぐらい行わせていただいているけれども、清掃関連施設全てが貫井北町に来るということではないよねというご意見をいただいております、その辺の貫井北町の方々のご意見を踏まえて発言した内容と認識をいただきたい。

○吉田委員 私が冒頭、微妙なお話というか回答と申し上げたのは、これは後で説明があると思うけれども、この訂正されたご意見、最後のところの7番目

のところ、これは私の意見だけれども、要は二枚橋に例えば49年間焼却場を稼働させて、また今後、当然耐久施設として30年なり50年のものをつくるのだらう。そうすると1世紀にわたってということになる。したがって、最後のところに書いたけれども、二枚橋イコールごみ処理場という概念を植えつけるというようなことになりはしないかと、これは時間の問題だが、今の施設が一地域に偏ってしまうということは、これは場所の問題。だから場所の問題だけにしないで、時間的な問題も当然考慮に入れていただけるのではないかと期待して言っているけれども、その辺はどうなるのか。

○小野ごみ対策課長 貫井北町のほうも今回新たに清掃関連施設をまた建設する形になると、半世紀にわたって清掃関連施設ができるので、二枚橋の周辺の方々との違いというのは50年間という差は出るとは思うが、私どもも貫井北町の方々の思い、また東町の方々の思いというところもきちんと受けとめた上で今後のさまざまなことを検討する予定でいる。それは後ほどまた「清掃関連施設再配置候補地の選定について」ということで、今回修正を加えたものをまた説明させていただきけれども、その中でもちょっと言葉が不足するかもしれないが、一応説明させていただいている。

○福島委員 ちょっと気になっているのだよね。事務局の方もこういうふうに回答させていただきましたという表現になっているのだけれども、全然我々に対しては説得力が何もないわけで、ほかから聞いたら、これで終わったかなど。全然納得も何もしていないわけよ。その最たるものが、この3—2の先ほど吉田さんがおっしゃられた候補地の選定の公平の負担を考えているところがあるでしょう。これは回答のところが必要に追加したところは追加するし、訂正するところは訂正、ただ表現のだけの問題になっている。これは佐野さんが問題提起されたのだけれども、言葉だけの問題ではない。精神の気持ち、要するにそれが全てにあらわれる。本当に今まで迷惑こうむっていたというのはそれなりの対応があるだろうし、その対応が全く見られないからこういう形になってしまっているわけですよ。それがこの質問は、ただ言葉の問題に矮小化されているから、こういうことになっているという、その反省が全然ないと思う。それはやってもらわないと進まないと思う。

○吉田委員 私の意見は要するに貫井のほうへ集中するのはどうかと、それは

それとして、理屈として確かにわかるけれども、それでは1世紀にわたって恒久化することはどうだということについて、どこにも今まで行政からの対応策というか検討策も出てきていない。ということは、そういうことは、問題にしているか、多少は問題にするけれども、今具体策がとれないから答えられないということなのか、その辺がわけがわからない。そうすると私なんかは、要は無視している、これは考慮の対象外だと、こういうふうに考えているのではないかと。要するに貧者の愚策だけれども、そう思う。それでは私、市の行政として成り立たないのではないかと思う。この辺はつつじ会からの市長へのお手紙にも書いたけれども、ごみ対策課のほうで、そこまで言及するのは難しいと。市長として言及してほしいということで上に上げて当然おられるのだらうと。あるいはこの場で今まで何回かそういうことの議論があったかもわからないが、行政文書として残っていない。最悪、私が考えるのは、これが再度二枚橋に決定したということは、将来にわたってまたどうしてだと、次の世代が同じことの問題を掘り起こすことがある。そうすると例えば公開条例でもって問い合わせがあった場合、先輩たちはこういう文書まで出して二枚橋のごみ処理場に対する抵抗を行っていたのだなと、こういうことになると私は思う。その辺が全く触れられていない。これはどういうことなのか、その辺の考えがわからないので、例えば、貫井北町に偏るのはどうかと思うと同じような考えをどこかへ表明していただければ、市の行政として、まだ再考するというか、そういう余地があるけれども、わからないから何回もやっている。

○小野ごみ対策課長 今ご説明を私どもからさせていただいた協8-3の資料については第7回の協議会でのご意見等の整理ということでまとめさせていただいたものなので、本日いただいたご意見については、また後ほど詳細に候補地の選定についての説明をさせていただくが、その中でまた次回の第8回協議会での整理というところで今福島委員、吉田委員が言われたことについては残っていくと思っている。それに対する私どもの回答も残っていく形になる。これはあくまでも第7回の際の協議会の報告というか、こういう話があったよねということの確認の文書なので、そのようにご理解をいただきたい。

○吉田委員 期待している。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。

○佐野委員 まとめというのはどうするのか。今からここで決めていく。空白になっている。空白になっているところと空白になっていないところがあるのではないか。例えば3のまとめが、下の2つのその他の意見と意見交換のまとめが書いてあるのではないか。ほかのところはほぼまとめが書いていないではないか。それは今後どうするのか。

これも書いてあるね。公害防止基準について貫井北町のものはまとめが入っている。でもほかは入っていないのだろうと思うが。どうするのか。

○小野ごみ対策課長 まとめについては、今までの協議会の中でもそうだったのだが、私どもの協議会の前回のご意見等の整理の中で、まとめられるものについてはまとめ、まとめができないものについては次の協議会に送ってきたという経過があると思っており、これはどこかの段階では、いただいたご意見についてはまとめていく形になるのかと思っている。今日一番大切なところは「清掃関連再配置候補地の選定について」ということで、前回文書でお示しをさせていただいたものをもって、私どもの希望としては、それをそれぞれ町会にお持ち帰りいただきたいという気持ちはある。いただいたご意見というのは大分反映させていただいたと考えており、それをもってまとめという形にさせていただければと思っている。

○佐野委員 これでまとめとしていただけないかということね。

○小野ごみ対策課長 その中にまとめという形で表現させていただいているものもあることはあるので。

○柿崎会長（環境部長） 今のもので例えば3-3のところの高さについてというところでも、議論としては10m、15mでと書いてあるけれども、これをまとめるといっても、結局は今後の施設のつくり方とかというところにかかわってくるところもあるので、まとめるのも厳しい部分も出てきてしまうのかなと思っている。

○事務局（山下） これまでご説明できていなかったかもしれないが、基本的に、いただいたご意見がまず意見の欄に書いていて、協議会当日の議論で発言があったものがその下の欄に書いています。そこでもし当日回答ができなかったもの等について、その下に補足で書かせていただくというつくりで基本的には資料はつくらせていただいているということをご理解いただきたい。

○小野ごみ対策課長 例えば、3－6のところの一番上のパブリックコメントの実施についてというところだが、前回私からパブリックコメントは実施しなければならぬ状況にある中で、公表の仕方は工夫したいということで答えを差し上げているが、それで私が答えた内容でよしということであるならばまとめには、その次の言葉は入らないということ。

○福島委員 よしというのは行政が考えてよしと思ったのは入らないと。

○小野ごみ対策課長 皆様方のほうが私が答えた内容でよしということでご理解いただけているのであるならば、その次のまとめには入らない。

○福島委員 難しいよね。

○朝倉委員 これで黙っていたらそうになってしまうということか。

○小野ごみ対策課長 そういうことではないが、当然今日もご意見等の整理ということで協議事項として挙げさせていただいているので、ここについてはこういう議論があったけれども、それではだめだよともっと変えた言い方をしなさいということであるならば、それは次の協議会のときにお示しをさせていただくこともあるし、先ほど会長から話があった、もう実質まとめという部分が、言葉が入りづらい内容については議論のところで終わってしまっているところである。

○佐野委員 3－5ページの高さについてと公害防止基準についてのところの議論のところは日建、日建とありますよね。要するにコンサルのことを日建と言っているわけ、ここは。

○小野ごみ対策課長 私ども事務局ではなく、日建設計にお答えいただいた部分については日建と記載している。

○佐野委員 それがいわゆるコンサルということですね。わかりました。

それともう1つ、実は1ページの2の「清掃関連施設再配置候補地の選定について」のところで、私のほうは「事業系ごみのものについては一般廃棄物ではないから、それは法規に従って市のほうが処理しないで本来責任のあるところに処理してもらうというような方向を出すべきではないか」という質問をしたことに対して、事務局の次に委員の方の意見を載せているわけね。ほかに委員で最後に載ってきているのは見当たらない。さらに言えば、この委員の方が言った後で私のほうは最後に、いずれにしても法規を守る、法律を守るという

方向でお願いしたいのですとこのときに僕は言っている。その一番大事なところが委員で終わっていて、僕のほうの言っているところが載っていないから、後で言った人の意見のほうで、どちらかというに残ってしまうのだよね。そうならそうで私が最後に言ったところはつけ加えておいてもらわないと、このところはね。それであのときの論議が終わっていると思う。

○朝倉委員 終わっていないのだろう。

○佐野委員 僕はそう言って、再度その委員からは質問はなかった。

○事務局（富田） 今のご意見の記載の内容に不足があるというところなので、佐野委員の発言の部分は追加したものを後日、佐野委員にご確認いただいて、ほかの資料と一緒に公開という手順にさせていただければと思うが、そういった形でよろしいか。

○佐野委員 私の部分についてはそれで結構。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かご意見はあるか。

○浅賀委員 3-4の「大学用地について（貫井北町）」で、事務局が「両大学ともお話をさせていただいて、両大学とも遊休地ではなく、利用計画があるとのことであった。」と。これは当たり前前の答えだと思う。僕が大学の責任者で聞かれたら、必ずこういう答えを出す。遊ばせていませんという。これはもっと深く書き直したほうがいい。このお話をさせていただいて遊休地でなく利用計画があるとのことでしたので、問いかけは、事務局でこういう話をして両大学に投げたけれども、こうした利用計画があるとのことだったと書くほうが分かりやすいのではないかと思う。ただ単純にこれだけのコメントでは、見ている人は何を言いたいのか分からない。

○柿崎会長（環境部長） 大学の用地について聞いて、大学に来て、何のために聞いたのかと目的がないと言われれば確かにそのとおりだけれども。そこについても検討をお願いします。

○朝倉委員 かえって、こういう格好で出されると、それは言わなければならないことになってしまうという問題がある。

○佐野委員 でも、できればまとめたいわけよね。まとまったものはまとまった、まとまらないのはまとまらない、ありのままでいきましょうと、こういうことなのでしょう。

○小野ごみ対策課長 今までの議論を踏まえて、きょう机上にお配りをさせていただいた文書があるので。

○蜂谷委員 専門委員会でこういう質問と回答が出されてそれをその委員会として承認したということになるのか。

○小野ごみ対策課 承認したということではない。あくまでも両協議会で話し合われた内容をそのまま議事録ではなく、簡単にこういう議論があったということの報告に過ぎない。

○福島委員 でも文書になると了承したというふうに捉える人が多い、非常に危険は危険なのだけれども、でもしょうがない。

○小野ごみ対策課長 ここはちょっと難しいところだとは思う。

○朝倉委員 こういう整理というのは必要なのかな。こういう簡単なもの。結果的には議事録が出るのでしょうか。

○事務局（富田） 今回に関しては協議会を2か所で行わせていただいている中で、それぞれもう一方の協議会の方に、もう一方側の議事録を全てお読みいただくというのがなかなか難しいというのもあるので、向こう側でどういう議論があったかということの概要だけを記して適宜ご説明できるようにということと、議事録の内容の全てを次回会議のときに覚えておいていただかなくても、前回どういう議論があったかということの備忘録のようなものとしてご活用いただければということでお示ししている。

○佐野委員 まとめるほうは大変よね。

○柿崎会長（環境部長） ここについてはよろしいか。

議題2 交通量推計について

○柿崎会長（環境部長） 次に議題2に進めさせていただきたい。事務局より説明をお願いする。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題2を説明する。資料番号協8-4をご確認いただきたい。交通量推計についてであるが、これは清掃関連施設整備候補地とさせていただいている、中間処理場と二枚橋焼却場跡地で、中間処理場では主に資源物、二枚橋焼却場跡地では不燃ごみ、粗大ごみ、古紙、布

を中間処理する場合に、現状の収集曜日、収集品目、収集台数でどの程度、交通量に影響が出るかを調査するものである。

まず初めに、現在の交通量について調査を行っている。協議会委員の皆様には交通量調査の実施前にご案内させていただいたが、平成29年6月22日に資料に記載の交差点で当日の交通量を計測した。調査項目と調査内容については、4-2ページに記載しているのでこちらをお読み取りいただきたい。

続いて、将来交通量の予測をしている。不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、びん、空き缶、ペットボトル、古紙・布の各品目について現状の収集車両の台数を調査し、配置案その1として提案させていただいている、貫井北町にプラスチック、びん、空き缶、ペットボトル処理施設を配置し、二枚橋焼却場跡地に不燃・粗大ごみ処理施設と古紙・布ストックヤードを設置した場合の配置案に当てはめて、貫井北町と二枚橋焼却場跡地のそれぞれの敷地に入出入りする台数を整理している。

採用する予測値については、品目ごとに搬入台数が最大となる曜日とし、地点別に時間帯別で集計し、その最大値を採用した。その結果については、4-3ページをご確認いただきたい。

二枚橋焼却場跡地については地点3になる。地点3では、11時から12時、14時から15時が最大との結果が出ている。二枚橋焼却場跡地については、さらに調布市クリーンセンター生活環境影響調査書から、水曜日の古紙収集の影響が最大となるとの記載があるため、その点を推計では考慮している。

その結果を受けて、交差点の解析を4-4ページで行っている。

用語の定義として、自動車交通の影響評価は信号交差点の方向別交通量と信号現示から求められる交差点の需要率と交通容量比、いわゆる混雑度を指標に用いて実施した。

ここで交差点の需要率とは、信号交差点における交通処理の可否を確認するために用いる指標で、交通量や交差点形状（幅員等）、大型車混入率、信号現示等の実測値を用いて算出し、一般に、現実的に処理可能な最大の交通需要条件は、交差点の需要率が0.9以下とされている。

また、交通容量比（混雑度）とは、流入部の交通容量（通行可能な交通量の理論値）を、交通量、交差点形状（幅員等）、大型車混入率、信号現示等の実

測値を用いて算出し、実際の交通量（実測結果）との比であらわしたものである。混雑度が1.0を超過、つまり交通容量より実際の交通量が多いとすると、理論上、交通処理は困難となる。

続いて、交通量の考え方として、現地調査の結果より現況のピークは、地点1、地点3の場合は平日の朝7時台、地点2の場合は平日の15時台となっているに対し、4-3ページでお示した将来増える台数のピークとなる時間帯の数字を加算して、解析した結果が次のとおりとなっている。

詳細は4-5ページをご確認いただきたい。交差点の需要率、混雑度ともに各地点問題がないものとなっている。

議題2についての説明は以上である。

○小野ごみ対策課長 私から補足させていただく。調布市の施設計画についての報告だが、先ほど施設整備にかかる交差点の状況の説明があり、調布市の施設を見込んだとしても問題がないとのことであった。皆様方の中にも調布市の説明をお聞きになっている方もいらっしゃると思うが、水曜日の古紙が市内一斉回収ということで、多くの収集車両が見込まれている。調布市としても、そのような状況から施設内で可能な限り収集車両を待機させる、すなわち道路上ではなくて、施設内で収集車両を待機させるように施設の設計をされているとお話をいただいている。

また私どもとしても、そのような状況も踏まえて、施設整備の際にさらなる改善というようなご要望があれば、可能な限りの対応は検討させていただきたいと考えている。

○柿崎会長（環境部長） 事務局より説明があったが、ご質問等はあるか。

○矢野委員 先日、調布市の説明会で、今お話のように車両は中にできるだけ停めるようにするという説明があったが、調布市との話し合いというのはどういうふうに行われているのか。調布市にもお聞きしたかったけれども、小金井市とはどういうふうに行われているのか。同じ場所で、同じような作業が起こる。そうなったときに、お互いが情報としてどれだけ相互で認識し合っているのかというのをお聞きしたかった。

○小野ごみ対策課長 調布市のほうが一歩先に進んでいるという状況があり、調布市が例えば説明会を行ってこういうご意見をいただいたということについ

ては、説明会のすぐ後に調布の課長から、私どもに状況の説明はいただいている。また、私どものほうも、この協議会の進ちよくについても必要に応じて調布市のほうにはお話をさせていただいている。お互いに仮に今回の話をご理解をいただき、進めていくという形になった場合に、二枚橋に2つの処理施設が重なり、一番懸念されるのが交通量になると思うので、その交通量については調布市のほうもご配慮いただくように、施設の設計を考えていただいているし、私どもといたしても、例えば北側から車が来ないような形を考えており、また収集車両は無線積んでいるので、その収集車両が施設に入る際には、今あそこの道路上に滞留車両があるのかなのかというところを確認しながら入っていただくような配慮は、調布市のほうの収集車両もそうだが、私ども小金井の収集車両についても無線でやりとりをしながら、南北の市道には車を滞留させないということは、調布市と小金井市と一緒に連携してやっていきたいと思いますということでは話はさせていただいている。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。これについてもよろしいか。

○朝倉委員 今よろしいかと言われたので、交通量の推計というのはこういう形で出るのだというのは、そう思うけれども、協議会として二枚橋の是非が決まっていない中でこうやっている話というのは何かできるものを前提にして話をしているみたいな感じがしてしょうがないのだよね。ここだけははっきりしておいてください。

○小野ごみ対策課長 ご理解をいただいている状況ではあったが、6月22日の調査日の前に協議会の皆様方には文書で、基本計画を今年度中につくらなければいけないという中で調査をさせていただきたいということで話をさせていただいている。その結果を今日ご報告させていただいたものなので、ご理解をいただくということを前提に、私たちの希望としては進めさせていただきたい。

○朝倉委員 だから奇妙なことになるなと思ったので、念のためちゃんと言っておく。ここでできることが、台数が多いとか少ないかの問題でこれからの論議をしようと思っているわけではないので。

○小野ごみ対策課長 そこは認識している。

○朝倉委員 黙って聞いていたら、車まで承知していたのではないかという話

にならないようにしてもらいたいので、それだけ。

○佐野委員 前回にそういう話をしたわけだからね。交通量調査は了解いただいていないけれども、一応やるだけやらせていただくと。

○小野ごみ対策課長 それは6月の段階。

○事務局（山下） 「交通量調査の実施に当たって」ということで、事前に協議会委員の皆様にご連絡はさせていただいて、今、朝倉委員もおっしゃられたご意見もいただいていたが、こちらとしては今後ご説明する中でもこういう項目については説明が必要だということもあるので、こちらとしては調査はさせていただく判断をしたものである。

○佐野委員 それは監査対象になってしまうよと僕はそのときに言ったと思うの。もしそういう話があればだよ。だって前提がないのに調査だけやるというときに税金の支出がないかといえはるわけじゃない。そういう税金の支出は適切かどうかという監査の対象になる可能性があるよと一言だけ申し上げておく。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かご質問等々あるか。それではここについてはよろしいか。

議題3 施設整備基本計画について

- ・基本方針
- ・公害防止基準
- ・施設運営方法の検討
- ・整備スケジュール

○柿崎会長（環境部長） なければ議題3に進めさせていただく。事務局より説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題3を説明させていただく。資料番号協8-5をご確認いただきたい。施設整備基本計画についてである。この間、協議会と並行して、検討会議で清掃関連施設整備基本計画についてさまざまな検討を重ねてきた。その中で施設周辺にお住いの皆様に特に関係すると思われる項目についてご説明させていただく。

まず初めに、「施設整備にあたっての基本方針」について、記載のとおりと考えている。読み上げると、「清掃関連施設は、地域住民等の理解と協力のもと、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の適正処理はもとより、環境と安全に配慮した施設とし、可能な限りごみの減量、資源化、最終処分量の削減等を図り、循環型社会形成に寄与する施設を目指すものとする。現状の処理体系や関連計画の考え方を踏まえ、清掃関連施設整備の基本方針を以下のとおりとする。」としている。

「(1) 計画的な施設更新－効率性・経済性に優れた施設－」では、①安定的・効率的な処理が可能な施設整備、②経済的な施設整備を位置づけている。

続いて、「(2) 安全・安心の確保－環境と安全に配慮した施設－」では、①生活環境の保全、②適正な作業環境の確保、③災害など非常時の対応を位置づけている。

最後、「(3) 市民サービスの向上－市民に開かれた施設－」では、①市民意識の啓発・向上、②周辺地域との調和を位置づけている。

続いて、5－2ページをご確認いただきたい。公害防止計画についてである。

まず、粉じんについては、「計画対象となる清掃関連施設は、大気汚染防止法、環境確保条例上の粉じん発生施設ではないが、大気汚染防止法に加え、労働安全衛生法にもとづく作業環境面から粉じん対策を行う。」としている。

具体的には、「高性能な集じん設備の設置、散水などを行い、排気中の粉じん濃度についての計画値は以下のとおり設定する。排気口における粉じん濃度は、大気汚染防止法及び環境確保条例のごみ焼却施設の煙突出口におけるばいじん濃度(0.04g/m³N)に準じるものとし、作業環境評価基準値は日本産業衛生学会の第1種粉じん許容濃度勧告値に準じるもの(2g/m³N)とされている。」としている。

続いて、5－3ページをご確認いただきたい。騒音についてである。

「法令に基づく規制基準を遵守することに加え、一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定する。」としている。

表2. 1－3で数値についてはお示ししているが、騒音の目安については5－6ページの図2. 1－1をあわせてご確認ください。なお、施設の計

画・設計に当たっては、「低騒音タイプの機器・機械を設置・使用する。」ことや、「吸音材を使用して室内音圧レベルの低下を図る。」こと、「必要な透過損失が得られるよう遮音性のある壁材を使用する。」ことなどが対策として考えられるとしている。

続いて、5-4ページをご確認いただきたい。振動についてである。騒音と同じく、「法令に基づく規制基準を遵守することに加え、より一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定する。」としている。表2. 1-5で数値についてはお示ししているが、振動の目安については5-6ページの表2. 8を合わせてご確認ください。

なお、施設の計画・設計に当たっては、「地耐力に基づいた十分な機械基礎を設計する。」ことや、「破碎機と機械基礎の間に防振装置を設ける。」こと、「建物基礎と破碎機基礎とはそれぞれ独立させる。」ことなどが対策として考えられるとしている。

ここで、市としては破碎機を導入しないことを提案しているので、「破碎機」の部分を「振動を発生させる機械」に修正させていただきたいと考えている。

続いて、5-4ページの下段をご確認いただきたい。水質についてである。

「施設運転管理において排出することが考えられる排水の種別は、コンベヤ等粉じん対策排水、防爆対策用における蒸気噴霧の凝結水、プラットホーム、床等の洗浄水、火災事故時の消火用水などが考えられる。これらの生活系排水およびプラント系排水は、排水処理設備に送水して適切に処理した後に公共下水道に排水する。排水基準値は、下水道法、東京都下水道条例に定める基準値以下とする。」としている。

続いて、5-5ページをご確認いただきたい。臭気についてである。こちらは、「悪臭の環境保全については、脱臭装置の設置、消臭剤の噴霧など適切な脱臭・消臭対策を講じて対応し、悪臭防止法及び環境確保条例の規制基準を十分遵守できるものとし、悪臭防止法、環境確保条例の規制基準を遵守する。」としている。表2. 1-7で数値についてはお示ししているが、臭気の目安については5-6ページの表2. 1-9をあわせてご確認ください。

続いて、5-7ページをご確認いただきたい。2. 2安全衛生・作業環境計

画についてである。2. 2. 1で災害対策として、まず「(1) 地震対策」については、「災害時、廃棄物処理施設は、災害廃棄物を初めとする廃棄物の処理を速やかに行うことで、被災地域の復旧活動を支えるという重要な役割を担っており、地域防災計画において、廃棄物処理施設を防災拠点として位置づけられている。地域の核となる廃棄物処理施設において、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することは重要な課題となる。」として、「①建築構造物の耐震化」と「②設備、機器の損壊防止策」については、国の基準を満たすよう設計するとしている。

続いて、5-9ページをご確認いただきたい。「(2) 火災・爆発対策」については、「清掃関連施設での発生が危惧される最も多い事故例は、搬入ごみ中のガスボンベ、塗料、整髪料等のスプレー缶、揮発物等による火災・爆発等である。危険物は、収集段階で分別・排除することが原則であり、住民に対して分別収集の協力を積極的に求めていくが、爆発及び火災事故を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑える対策として、以下に示す予防対策等を講じる。」として、「搬入ごみをプラットホームにおいて展開検査を行うこと」や「破袋機出口において火災を検知した場合には消火設備が起動するよう対策を講じるため、自動あるいは遠方操作可能な消火散水装置、消火栓、消火器等を効果的に設けること」、「コンベヤ防じんカバーを部分的に容易に着脱できる構造とし、出火時の注水作業を可能にするとともに、出火時の煙突効果の発生を防ぐものとすること」を考えている。そのほか、作業員の安全対策、作業環境対策、危険物対策についても記載しているので、お読み取りいただきたい。

続いて、5-12ページをご確認いただきたい。こちらでは、施設の運営方針の検討をしている。清掃関連施設等を整備運営するに当たって、想定される主な事業方式は、公設公営（従来型発注）方式、公設民営（公設+長期包括運営委託/DBO）方式、民設民営（PFI）方式がある。

(1) 公設公営方式は、一般的には従来型発注方式と呼ばれるもので、市が施設の設計・建設、運営等を民間事業者等に個別委託することで事業を進める方式である。

契約の構造については、図3. 1-1をご確認いただきたい。

(2) 公設民営方式のうち、DBO方式は、近年の一般廃棄物処理施設の整

備運営事業において、最も採用事例が多い事業方式で、施設的设计・建設、運営を一括して民間事業者へ委託することで事業を進める方式である。

公設民営方式には、DBO方式と発注方式が若干異なる方式で、施設的设计・建設は一括で発注する従来型発注方式と同様であるが、施設の運営（運転・メンテナンス等）のみを長期包括で民間事業者へ運営委託する、公設＋長期包括運営委託方式も考えられる。

公設民営方式は、公設公営方式と同様に、資金調達は市が行い、施設の所有権も市が保有する。

DBO方式は、公設公営方式とは異なり、整備と運営の両方を民間事業者（整備は建設事業者、運営は本事業のために組成される特別目的会社（SPC）へ一括委託することから、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設的设计・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。

一方、公設＋長期包括運営委託方式は、市が設計・建設を一括発注するまでは公設公営方式やDBO方式と同様だが、建設期間中に運営業務を民間事業者へ長期包括運営委託する契約を別途締結することで、施設の運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。

それぞれの契約の構造については、図3. 1-2、図3. 1-3をご確認いただきたい。

続いて（3）民設民営方式は、施設的设计・建設、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して事業を進める方式で、DBO方式と同様に、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設的设计・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。また、施設の所有形態等の違いによってBTO方式、BOT方式、BOO方式などが挙げられ、それぞれの解説については資料をお読み取りいただきたい。

こちらの契約の構造については、図3. 1-4をご確認いただきたい。

続いて、5-15、5-16ページをご確認いただきたい。ご紹介した公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式の事業の概要、公民の役割分担、契約の概要、特徴についてまとめているので、お読み取りいただきたい。

以上が事業方式の大まかな概要で、どの事業方式を採用するかは市の経済的

メリットや民間が運営することのリスク分担に対する周辺にお住いの皆様のご意向などを総合的に勘案して決定したいと考えている。

なお、民設民営の事業方式を採用した場合においても、市が運営に対して全く責任を持たないということではなく、周辺住民の皆様のご意見については、運営事業者とともに対応させていただくこととなると考えている。

最後に、5-17ページをご確認いただきたい。整備スケジュールについて、施設整備運営方法（事業方式）の検討結果を踏まえ、仮に両協議会に示している配置案をスケジュール化した案は表3.2-3のとおりである。

事業方式によって、竣工年度が変わるが、お示ししているスケジュールはDBO方式によるものである。不燃・粗大処理施設が二枚橋焼却場跡地のことで、平成34年度から施設を稼働する案となっている。

その後、現在の中間処理場を解体しながら、現在の中間処理場の敷地に資源物処理施設の工事等を進め、平成36年度中の施設の稼働を目指すものとなっている。

基本計画策定後も、本協議会は継続していくこととしているので、施設の設計に当たって、皆様のご意見をお聞きする機会はあるものをご理解いただきたい。

議題3についての説明は以上である。

○柿崎会長（環境部長） 事務局から説明があったが、ご質問等あればよろしく願います。

○吉田委員 冒頭にご質問させていただいた行政の公正・公平を図るという点については、1ページを見ればいいのか。先ほどから眺めているけれども、どこにそういうことが書いてあるのか見当たらない。次回以降に改訂して書くとかそういうことか。

○小野ごみ対策課長 今ご説明をさせていただいた1ページ、基本方針のところか。

○吉田委員 そのページの市民サービスの向上とか多分その辺のところに書かれるのだろうと思って見ているけれども、何も書いていないよね。将来的にここへ書くということか。

○小野ごみ対策課長 この1ページ自体がもう既に、もう一つの検討会議のほ

うでは、かなり前に出されているもので、この間第7回の協議会で公正・公平の観点からというご意見をいただいているので、ここは訂正というか検討させていただきたい。今日の段階では、これはあくまでも検討会議のほうにお示しをした資料をそのまま説明させていただいている。

あと、吉田委員のおっしゃられている部分に関して、私どもの考え方というのは、今回の施設については、繰り返しになるが、二枚橋焼却場跡地と中間処理場に建てさせていただきたいということについては変わらない。公正、公平という観点から、前回佐野委員からご指摘いただいたのは次の施設更新についてのお話をいただいたというふうに理解している。

○**福島委員** そうか。そんなばかなことはない。

○**小野ごみ対策課長** 20年後、30年後のことを考えてということ。

○**福島委員** そんなことないよ。そんなとんでもないよ、それは。

○**小野ごみ対策課長** というお話だったような記憶があるのですけれども。

○**福島委員** 全然、違う。

○**小野ごみ対策課長** ですので、今回の基本方針の中でお示しをさせていただいているのは、今回の施設整備に当たっての基本方針なので、ここに次回の更新の部分について入れるか入れないかという部分は1つ議論になる。

○**福島委員** それはおかしいね。

○**小野ごみ対策課長** 私どもで、今までいただいたご意見をもとに、各町会・自治会に説明していただく内容をまとめたものをまた後ほど説明させていただきたいと思っている。

○**福島委員** 公平、公正というのは、今回の二枚橋の選定に当たってその選定基準の中に書いてなかったのが佐野さんが指摘されている。今回の選定のところでそれが一番重要ではないかということで話していたと私はそう記憶している。先ほど言ったけれども、文書に書く書かないの問題ではなくて、行政としてそれについてどう考えるかというのが一番重要な問題。吉田さんもそれをおっしゃっているわけ。書く書かないの問題ではない、文書にするわけではなくて、本当に前々から言っているけれども、私はごみ焼却炉に相当被害こうむっているので、数値云々言われたって信用しない。言葉に書いても信用できない。実際に相談に行っても、あれは煙、水蒸気ではないか。これで終わりだからね。

物すごく疑心暗鬼に陥っているわけ。それを今回煙がないからレベルが低いかもしれないけれども、今までずっと何十年間もそういう被害をこうむってきたところに、また同じような嫌悪施設をつくる。それに対する公正、公平はどう考えるのかというところを再三にわたって言って、その1つとして、選定をどういう過程でやったかと再三言っているわけではないか。それに対してまとめの返答はない。この前やっと若干文書的なのが出てきたのだけれども。それは議論することなくて、次にこういう形で既成事実で進めるというのは、やり方として非常に私としてはおもしろくない。こういう既成事実を書いて報告しましたよと言って進めるのは。だからやるんだったら、決めるのだったら徹底的に議論して、では二枚橋でしようがないなというところまでいくかどうかは知らないけれども、もっと徹底的に議論したというあれがない。一律ほかのところも比較衡量しながらでは、もうほかにはないなというふうにならざるを得ないけれども、そこまでレベルにまで至っていないと思う。そもそものところから、二枚橋ありきで来ているからこういうふうになるので、そういうありきでスタートして、公正・公平なんてあり得ない。考えてないからこういうふうになるので、そこら辺はどう進めるか、私どもは全然見通しが立たない、イメージがつかめない。文書だけの問題ではない。姿勢の問題。と思う。

○吉田委員 今の小野さんのご回答だと、今回の二枚橋には反映させないで次回の更新のときに反映させますよということになるよね。何のためにご意見を募ったのか、そんな生きていないときの対応策まで我々出すつもりないな。

○福島委員 例えば20年なら20年期限を区切ってほしいよね。約束してほしい。次回とおっしゃるのであれば。それもおっしゃらないで、次回検討と言われても信用できないよね。

○小野ごみ対策課長 前回のとき佐野委員の発言の私の受けとめ方が違った受けとめ方をしてしまったのであれば、そこは大変申しわけなく思っている。

前回、私どもから文書で「清掃関連再配置候補地の選定について」ということで素案を皆様方に見ていただいた。当日第7回の協議会のときにいただいたご意見について1番から6番までまとめている。その後、文書、もしくはお電話等でご意見をいただいたのは、7番、先ほどご本人からご発言があったが、吉田委員からいただいたご意見だけであった。こちらにいただいたご意見を踏

まえて今回「清掃関連施設再配置候補地の選定について」という部分で、私どものほうで手直しを加えたものを本日机上に配付させていただいている。下線が引いてある部分が今回追記をしたところ、もしくは修正を加えたところで、簡単に言ってしまうと前文と最後に今後の地域連携についてという新たな項目を設けて、私どもの考え方をお示しさせていただいた。内容等についてはお読み取りいただきたいが、特に直した部分を読ませていただく。最初に前文である。

「日頃から、本市清掃行政に多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、二枚橋焼却場につきましては、昭和33年の稼働後、二枚橋衛生組合の解散に至るまで、長年に亘りご理解とご協力をいただきましたことに改めて深く感謝申し上げます。

一方、施設周辺の皆様方に対する市の対応につきまして、二枚橋衛生組合が一部事務組合であったこともあり、市が直接対応することもなく、結果として皆様方からの信頼をいただくことが出来なかったと感じているところです。

今後は、皆様方との協議の場を重ね、少しずつでも皆様方の不信感を払拭していきたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

さて、清掃関連施設の再配置に関し、これまでの経過と、現時点における市の考え方を下記にまとめましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。」

内容等については前回のとき全文読ませていただいたので、今日は省略をさせていただく。2ページをめくっていただき、庁舎建設予定地についての私どもの認識が誤っているところが1か所あり、そこを訂正させていただくものとなっている。

3番の庁舎建設予定地の下から6行目、7行目に当たるところが、「防災拠点機能を果たす市庁舎などの建設が求められています」ということで、「ボランティアセンターの拠点となる福社会館の整備のための敷地活用計画」という部分については削除させていただきたいと考えているところで、1点目がそこである。

あと最後の前回のまでは9番のその他のところで記載をさせていただいたところだが、今回新たな10番という「今後の地域連携について」という項目を追加した。ここの全文を読ませていただきたい。

「市は候補地周辺自治会等にご参加いただく協議会において、施設整備に関する協議を今後も行い、稼働開始後においても周辺住民の皆様との意見交換や協議の場を、継続して設けていくこととしており、次から追加した部分で、「安全・安心な施設にすることはもちろん、地域と共存する施設を目指して参ります。」ここで一回切らせていただく。

続いて、「また、公平・平等の負担を基本と捉え、今後のリサイクル事業や、将来の清掃関連施設のあり方などについても、皆様方の声を真摯に受け止め、皆様方と共に考え、反映できるものは実現に向け力を尽くします。

繰り返しになりますが、今後も引き続き皆様方との協議の場を重ね、少しでも皆様方の不信感を払拭していきたいと考えておりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。」という文書である。今回の施設計画という部分に関しては吉田委員、福島委員、佐野委員がおっしゃられている公平・平等という部分については、申し訳ないが、文書の中には載せていない。

○吉田委員 これアンダーラインが引いてあるので追加したことがわかるが、公平・平等の負担を基本と捉え、今後のリサイクル事業や云々ということは、公平・平等については今後のことに組み入れるということで、今回は組み入れませんとこういうことになるが、そういう意味か。

○小野ごみ対策課長 公平・平等という部分を今回の施設建設に当たっても考えて皆様方と協議の場を重ねていくことも大切なことだというふうには理解している。

○吉田委員 もしそうであるならば二枚橋をリセットということになるよね。そこまでいうと、こういう協議会、その他一切無駄な話になるからそれは言及できないと、こういう姿勢か。

○小野ごみ対策課長 協8-3という資料の3-2ページの真ん中に「話し合いの姿勢について」ということを前回ご意見いただいた。「初めに日程ありきと言わないで納得がいくまで話し合いをする姿勢を持ち続けていただきたい

い。」というご意見に対しまして、私どもとしては、「十分に皆様方と協議を重ねながら進めさせていただきたいという気持ちはあるが、協議だけを続けていく形は難しいと思っている。私どもも一定の努力はさせていただくので、ぜひ皆様方にもご理解を賜われればと思っている。」という回答をさせていただいて、今回の施設整備に当たっては、今後も皆様方のご意見はきちんと聞いていくが、今回の候補地、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を候補地から施設の建設予定として基本計画を策定させていただきたいということで改めてお願いする。時間をかけて話していきたいという気持ちはあるものの、申しわけないが、今回の施設整備に当たり、私どもの考え方について何とぞご理解を賜りたい。

○**福島委員** 決めたことに従えと。結果論としてはそうだよ。結果論として初めから二枚橋でやりたいと言って、「丁寧に説明」と言葉で言いながら、比較衡量検討の資料も出てこないし、納得なかなかできないよね。首かしげていられちゃうけれども、だからその姿勢だから納得できないわけ。

○**小野ごみ対策課長** できる限りの資料はご提示させていただき説明をさせていただいたつもりでいる。できる限りの経過とか、なぜ2つの候補地を選んだのかという部分については、今までの協議会の中でもさまざまな資料はお示していると思っている。

○**福島委員** それを言ってもしょうがないので、今後パブリックコメントもあるし、この計画を決めなくてはいけないでしょう。パブリックコメントはいつやるのかな、今月末？

○**小野ごみ対策課長** 12月15日から1月14日の予定。

○**福島委員** そうすると協議会で初めから決をとる機関ではないから、いいとも悪いとも言わないのだけれども、このうやむやのところでパブリックコメントを進めるという感じか。それともみんなに意見を聞いて、挙手でもないのだけれども、どういうふうに進めるのだろう。前はそういったときに、各自治会がみんな説明できないから自治会に入るとかおっしゃっていたけれども、結局それもなしで、どういうふうに進めるつもりなのだろう。

○**小野ごみ対策課長** 今回この文書の内容で町会、自治会にご説明いただきたいが、その説明に当たり、私どもが直接出向いて内容を説明させていただいたほうがいいのかであるならば、それぞれの町会の自治会の考え方があると思うの

で確認させていただきたい。

○**福島委員** これは各自治会への説明資料としてまとめましたよということの位置づけなのか。

○**小野ごみ対策課長** はい。私どもの考え方としてまとめたものである。

○**福島委員** イメージ的には各皆さんが自治会に持ち帰って、しようがないなということであれば進める、だめということだったらやめるということか。

○**小野ごみ対策課長** やめるということにはならないけれども、さらなる皆様方のご理解をいただくためには何をすべきかというところは考えていかなければいけないと思っている。

○**矢野委員** 地元説明はいつごろというふうに考えていらっしゃるのか。

○**小野ごみ対策課長** 今日本当はこの内容について、町会自治会に持って帰る私どもの考え方についてはご理解をいただきたいと思っている。

○**福島委員** だったらこれが重要だったんじゃないの。

○**小野ごみ対策課長** なので、最後に多目に時間をとらせていただいた。

早目に説明のほうを終わらせていただいて、ここの時間を残りの時間、その文書に関してご議論をいただきたい。

○**矢野委員** それで各自治会に意見というのをいつぐらいまでというのを考えているのか。どういう形で自治会に持ち帰るのかというのもある。例えば総会を開いてそういうふうにするのかとか、あるいは委員とか役員とか幹事とかあるけれども、そういう人たちを集めて説明した上で全戸配布して意見を求めるのかとか、いろいろなやり方があると思う。それによっては日にちが結構必要になってくる。そうするといつぐらいまでこれに対する返事がほしいのかというのをお聞きしておきたい。

○**小野ごみ対策課長** 希望としては次の協議会、11月半ばぐらいであるとありがたい。

○**矢野委員** スケジュールは結構厳しいよね。

○**小野ごみ対策課長** 矢野委員がおっしゃられたとおりに町会、自治会によってやり方が違うと思っているので、それぞれの町会自治会のお考え方に私どもは合わせる。

○**矢野委員** 福島さんが言われたように、これが一番あれだよ。

○**福島委員** そう。これをもっと討議しなくてはいけない。それで持ち帰らないと。この前出されて、ちらちらと言われても。

例えば、ちょっと伺っていいか。私、庁舎建設予定地のところにどうしてもこだわってしまうけれども、要するに公正・公平の観点から、何で二枚橋と2つだけだと、こういうハンデから分散してどこかで受けなくてはいけないので、これのところで、例えば、この2ページの真ん中辺に「災害時への対応が大きな課題の一つとなっており、一定の広さがある空地、防災拠点を果たす」とあるが、庁舎には一定の広さがある空地がなければいけないのか。必須なのか。そこがよくわからない。それが1つ。「ごみ処理施設の設置にあたっては、一定数の搬入出車両の通行があることから、市庁舎・福祉会館利用者の通行と分離をする動線計画が必要となり、敷地の有効活用の観点からは両立が非常に困難」とあるが、あそこに今、空き缶の処理施設があるが、庁舎と一緒に建っていれば両立が難しいのか。どう見てもそれがよくわからない。そんなに台数があるとは思わないし、何で空地やその動線が必要なのか。

○**小野ごみ対策課長** 空地については、防災拠点となった場合は、例えば大規模災害が起きたときに全国から救援物資が届くのは市庁舎になるので、そういうものを置く場所というのはどうしても庁舎内には必要だということである。相当な量になるので。

○**福島委員** だったらそれを別に市庁舎のところに置かなくても、いろいろな空き地がいっぱいあるではないか。

○**小野ごみ対策課長** いろいろな空き地は逆に私どもも災害廃棄物のために必要になる。

○**福島委員** それは両方書いてあったけれども、物資なんて学校とかいろいろとあるのだから、あんな一等地でもないのだけれども、あそこに空地というか、やる必要が絶対あるのかなというふうに、どんな災害が起こるかわからないのに。

○**小野ごみ対策課長** どんな災害が起こるかわからないから、なおさらのことどのくらいのスペースが必要かという部分は最大限考えなければいけないところが庁舎の考え方である。

○**福島委員** だったら広ければ広いに越したことはないので、幾らでも広いほ

うがいいに決まっている。それは工夫してなるのではないのか。それが前提とは思えないし、交通の問題も困難というふうには思えない。

○柿崎会長（環境部長） 福島を視察した際もかなりの広さは必要だったと聞いている。なぜかといえば今福島さんが言われたように、例えば学校等に置けばいいのではないかという話だが、結局は、まとめてどこかで仕分けして、例えば各学校にこういうものが必要という作業を、市の真ん中で行い、それぞれそこから持っていくような形をとっていかないと効率が悪い。1か所にいろいろなものが個別具体的にどんどん行ってしまった場合に、各拠点ごとに今度足りないもの、足りるものというのが出てくる等、いろいろな不都合が生じたというのが新潟の震災の際、私も1週間ボランティアに行ったけれども、そのときにもそういう話を聞いている。やはりまとめる場所というのがある程度必要。

○福島委員 それは管理の問題。だからきちんと管理して、どこにどういう場所かを把握して、うまくやればいい。

○柿崎会長（環境部長） 仕分けの拠点は必要。その拠点になるところは市の庁舎であったほうがいいという考えである。

○福島委員 でなくてはいけないということはないと言っているだけの話で、拠点は必要だと思うけれども、そこになくてはいけないということはないと思う。何か一生懸命そうやって言おうとするのだけれども、そんなのは、工夫でいかようにもなると思う。できない理由が書かれているからさ。

それと交通もそんなにあそこで見ると日に8台とか書いてあったよね、交通量。それも通れないような動線がわざわざ必要なわけか。交通量のところで、今度は8台とか書いてあったが、市庁舎のところではわざわざ動線が要るのか。8台のために。

○小野ごみ対策課長 作業を行う車が入るので、普通の庁舎を利用される市民の方々との動線というのは外したほうが望ましい。

○福島委員 たかだか1時間に1本あるかないかのためにか。おかしいね。

○朝倉委員 今日会議は4時までだと言うから、実は、9月19日の庁舎福祉会館建設特別委員会のやりとりを書いてあるのを私見ていたのだが、それと市報の10月15日号にも新庁舎及び仮称福祉会館建設についてという中の最後の項目で、「今後について庁舎建設予定地内の暫定の清掃関連施設については

現在移設のための協議を移設先候補地周辺の皆様と慎重かつ丁寧に進めながらご理解いただけるように努めています。」とある。その後、新庁舎と新福祉会館建設は平成33年度中の竣工を目指すと、出たのだよね。その前に、今言っていた庁舎福祉会館建設特別委員会のこれは正確な議事録ではないと思うけれども、質疑が出された中で、西岡市長が「現時点では清掃関連施設のスケジュール感が示されており、地元との話し合いによって清掃関連施設の再整備は成り立つものであるから、これからも慎重にかつ丁寧に対応したい。」と。「庁舎建設のスケジュールと清掃関連施設のスケジュールと鑑みる場合に庁舎建設予定地内の暫定移設などさまざまな手法を検討しなければならないと思っている。」というふうにここでは言っているわけね。その前にもいろいろなことを市長は言っているのだけれども、しかも、市報では市民に対して33年度中の竣工と言っているのです、そうすると、2つかみ合わせると現在の暫定の今やっている施設を、あなたたちの計画している基本的なものでつくって新庁舎と併設できるという感じがするのだよ。

○小野ごみ対策課長 併設という考えではない。

○朝倉委員 併設、同じ敷地内とは何か。だってそういうふうな話をしているから。だから市議会の議論と市報で出てきているものと、今ここで話しているということと、ちょっとかみあわないのではないか。むしろ現状は今の蛇の目跡地に福祉会館まで一緒にくっつけるという話も出ているのか。そういうことと一緒に清掃関連施設の問題がこの委員会の中でも論議されているのだよね。そういうことが、ここでは全然報告されないというのはどういうことか。一生懸命関心を持っていたから、市報にまでこういう格好で出ていると。そうすると二枚橋しかないのだと、ごみ対策課は強調されているけれども、こちらのほうでは、いろいろなことを言って、市の中で、まだがたがた論議しているなどという感じはする。しかも、市のトップがそう言っている。

もっと二枚橋ありきみたいな話ではなくて、ちゃんとやりましょうよと、私なんか言っていることというのは、市の中だって、まだ平成33年度中の竣工と言っているわけだから、まだ検討したり、性急に結論をつくらなければいけない事態ではないのではないのか。

○小野ごみ対策課長 性急にやらないといけない部分というのは庁舎建設予定

地にある現在の清掃関連施設の移転の話だけではなくて、中間処理場がもうぎりぎりの状態であることは考えないといけない。

○朝倉委員 向こうの北町のことを言っているのだよね。

○小野ごみ対策課長 いつ停止してもおかしくない状態であることは間違いがない。

○朝倉委員 しかしそうすると、無責任なことが市のトップから言われているのだなという感じがする。

○柿崎会長（環境部長） 平成33年度の竣工というのはあくまでそこで建設が終わるということである。庁舎建設予定地はもともと蛇の目ミシンの工場の跡地だったので、まず土地の地歴調査を行い、公害の有無を確認することから始まる。その後、設計施工という話になってくるが当然すぐにできるわけではない。一方で今課長が言ったように、ごみ対策課とすれば、中間処理場の問題がまず第一義的にあることと、もう1つあるのは、蛇の目の跡地のところにある今の空き缶の処理施設についてはかなり狭隘で、さらに言えば、もともと蛇の目の工場ができたときの建物を使っているような状況なので、施設的にはかなり老朽化している。そういうところを総合的に勘案すると、我々としては早急に建てかえのための作業をしていかなければいけないというのは現時点ではあるし、当然ながら普通の建物を建てるわけではないので、国や東京都への申請や協議など、いろいろな手続があるので、どうしても時間的には今日示したような整備スケジュールがあって、計画がないとそれを進めていくことができないというのもある。皆さんには大変申しわけないと思うけれども、ごみ対策課の立場とすれば早急にやっていかなければならない。

○朝倉委員 議長が話をすることではないけれども、環境部長が言ったと思って聞いているよ。ただ、問題は、私は今の蛇の目のところにある、あの施設があれでいいと言っているのではないのだよ。だからさっさとあそこをきちんとしたら、どうなのだとやっているのだよ。あそこに逆に言うと、二枚橋と言っているところに想定されているものをちゃんとつくって、北町のほうの施設をきちんとしたらいいのではないか。要するに福社会館を今度は新庁舎と一緒につくるよと言っているさなかに、今言った委員会の中では清掃施設の問題も市長の側から出てきている。今ここで北町と二枚橋しかないよというふうに行政

が力説されていても、次に出てくる結果が別なものが出てくるという感じがしてしょうがない。だからもう少し、そういう意味で、あと期間は平成33年竣工と言っているのだから協議できないのか。あなたも言っているようにこの間、どう考えたって、蛇の目ミシンの跡地というのは豊洲と同じなのよ。だから土壌調査をやらなければいけないというのは前から、そんなこと決まっていたのに、このまま市の都合だったか何か知らないよ、そのまま放置してきたのではないか。だからこれからかかるなんて言われたって、取得したときからさっさとやっておけばよかったんだよ。だからそういう点では、本当何というか一つ一つが後手なのだと思いますのだから今みたいなこともちゃんと視野に入れてその検討したらどうかね。

というのは、この間から私は大学だとかいろいろなこと言っていたが、私は二枚橋は市民的な財産だと思っている。武蔵野公園、野川公園を結ぶところで、市民の財産として守ったほうがいいというふうに言っている。そういうことを潰すより今の市長が言っているようなことがもし本当に検討してできるのだたらいい。そういうふうにしたっていいではない。何で無理して、ああだこうだって言うの。

○柿崎会長（環境部長） 市長が発言していることは、あくまでも庁舎建設予定地内に一時的ではあるけれども仮施設をつくってという話で、あそこに恒久的にごみ処理施設を今のリサイクル施設、空き缶、ペットボトルの施設をつくれる、置いておくという趣旨ではない。

○朝倉委員 いいのだよ。ごみ処理施設を暫定的にもつくって置いておこうという。

○柿崎会長（環境部長） 基本的には言っていることというのは、我々が最初から言っているように、もともとあそこは暫定施設で庁舎の建設予定地になっていたことが第一義的にはあるし、我々とすれば今協議させていただいていることについて何ら変わりもないし、そこは市長も同じ考えでやっている。

○朝倉委員 委員会の中では、森戸さんとか河野さんとか議員とのやりとりの中で市長は言っている。庁舎建設予定地内の暫定施設などさまざまな手法を検討しなければならないという認識はあるのだと言っている。

○柿崎会長（環境部長） それは、あくまでも一時的なことでの話である。今

日スケジュールをお示しさせていただいているが、あとまだ数年は、つくるまでにかかる。そうなってくるとその間、庁舎を建設するに当たってはいろいろな方法があるから、そのうちの1つとして、移転するまでの間の一時的な暫定施設としてという話で言っている。

○朝倉委員 暫定的にずっとやれるのだったら、それをちゃんと本格化していいじゃないと、私は言っている。

○柿崎会長（環境部長） 前から話はさせていただいているように、先ほど福島さんのほうから出たが、庁舎を建てて、その庁舎の周りに空き地もなければ駐車スペースも何もないという状態でいいというわけではない。ただ、一時的に清掃関連施設がどうしてもまだ移設できないという状況があるし、一方で舎建設のためにごみ処理施設を停止して、外部委託や広域支援といっても基本的には無理なので、そういうところを考えれば庁舎建設予定地内で一時的に移設して、新しく施設ができた暁には、そちらに動くということを前提に考えている。

○朝倉委員 私が言っているのは、こういう論議がいろいろとされているという中で、市のほうでもいろいろ検討をしなければならないような事態がいろいろ起こっているだろうと思うのだよ。そういうことが出されないと、もう二枚橋しかないのですというふうに、あなたたちが言われるということについて、話ができない。清掃施設をつくるために、どうだこうだという、二枚橋につくるために、うまい方法はないですかというために、私たちが呼び集められたと認識をしていないものだから、だめなものだめなものだと言うべきことは言うつもりで出てきている。要は、会の性格はそんなものではないのだと言うのだったら、改めてそこは会の性格を明確にして、逆にそれでも賛成する人たちを招集してくださいよ。でなければ、こういう論議が市の中でもやられているという事態もどんどん我々に教えてほしいのだよね。検討する余地というのはあるのではないかと、私なんか、本当に思うよ。しかもあつと思ったら、市報にまで新庁舎と清掃関連施設についてまで入っていた。そういうことを今意見として申し上げておきたいと思う。

○柿崎会長（環境部長） 吉田委員は何か。

○吉田委員 今日の候補地の選定について、これは大変失礼な話だけれども、

市長にも上がっているのね。同意も得られている内容ね。なぜそんな質問をするかという、10月4日付で市長からつつじ会に返事をいただいている。その内容は、今日の協議会での説明趣旨と同じであるということなので、当然今日この選定についてという内容は市長も同意されているであろうと想像しているけれども、念のため確認したい。つつじ会の中で説明しなければいけない、こういう内容で回答いただいたと。ちょっとつらい立場だけれども。

○事務局（富田） そちらの文書を送らせていただいた際には、まだ今日の修正箇所を全て反映する前の、前回の協議会のときにお示したもののベースで、こういう案で今協議会でご相談をしていますということを示して市長の確認をとっている。

○吉田委員 だからつつじ会は、それが市長さんからの公印が押されて回答ということであるのでこれは正式な回答と考えているけれども、そうではないのか。回答の暫定版というものか。

○事務局（富田） 今後お示しするものを回答とさせていただきますという文書になっている。

○吉田委員 正式な回答は次に出るのか。

○事務局（富田） こちらの文書を今日皆さんに修正版としてご覧いただいて、その上でなお修正するものがあればまた今後お出しするようところで、これが決定ということになれば、それを回答と取り扱いたいということになる。今日のものは確定版ではないということである。

○吉田委員 ではないとすると来月ということか。

○小野ごみ対策課長 今日ここで皆様方が、この内容でいいよということで同意をいただけるのであるならば、私どもは市長に確認し、各町会、自治会のほうにご説明をいただいて、そこで正式に文書を送らせていただく。

○吉田委員 これは正式な市長さんからの回答文ではないのね。

○小野ごみ対策課長 まだ素案である。

○事務局（富田） つつじ会さんへの回答は、市長から今後お出しする書類をもって回答とさせていただきますという文書である。

○吉田委員 だから、今日のこれがそうだろうと私は想像したけれども、違うのか。

○事務局（富田） これはまだ皆さんに今日初めてお出ししたもので、それをもう一回修正する必要があるかないかという話が済んだ段階の最終版を確定版とさせていただきたいということである。

○吉田委員 ということは、選定に対するご意見というこのまとまったものが反映されるということか。今日の会議の資料をもって回答するという、市長さんの印のある回答が来たからね。ではこれをつつじ会の中へ説明しなければいけないと思って今質問しているけれども。

○小野ごみ対策課長 今日この選定についてという文書の、この書いてある内容を各町会、自治会に持って帰っていただくだけのものになっているということで、皆様方の同意をいただけたら、正式に市長の公印をついたものをまた皆様に送らせていただく。候補地として認めたということではなくて、これをもって説明していただくということでの資料としてである。

○吉田委員 理解できない。回答なら回答、回答でないならないと、一言で言ってくれないと。

○小野ごみ対策課長 まだ回答ではない。

○浅賀委員 そうすると、僕も前回質問したけれども、あそこの市庁舎を建てる所には福社会館の整備のための敷地に云々書いてあるのを消してしまうということは、あそこには福社会館は建たないということだろうか。

○小野ごみ対策課長 現時点で、福社会館については決定しているものではないというふうに聞いているのでここを消させていただいた。

○浅賀委員 では、その可能性があるというふうに書いたほうがいいのではないかと思う。仮に、これをもって説明しようとしたら、「浅賀さん、ボランティアセンター、福社会館があそこに建つのではないのですか」と聞かれたときには、「あれはまだ未定と聞いている」とか、何という答えがよろしいか。

○柿崎会長（環境部長） 基本的には市のほうでは決定はしているけれども、計画づくりの中で、今、市民検討委員会というのを開いて市民の意見を聴取している。1か月に1回だか2回だか、かなりのペースで。

○浅賀委員 僕らが説明しようすると、何かほかにも委員会があるとか、そちらのほうで決まらないと、いや、その話はできませんとかという話になってくると、我々はこれをもって説明しようとしても説明できないかと思う。それ

は別の委員会でまた議論をしているから、そこで変わる可能性があるよという話になってしまうのでは。そういう話では。

それから、僕なんか質問するなら、もっとほかに質問が出てくる話がある。例えば「本庁舎があって、あそこは今後どうなるのですか」と聞かれる。そのときに「本庁舎はあのまま残すのかな」という話を僕が仮にしたとしたら、何でそんな中途半端なことで我々に説明するのと言われてしまう。それはどう説明しようとしても、住民の方から細かく質問される。これまでの経過で説明しなければならぬので、そうすると曖昧な答えをするわけにはいかない。

○小野ごみ対策課長 本庁舎の件に関しては前回の協議会資料でご説明させていただいている。

○浅賀委員 簡単で構いません。細かいことまで求めているわけではないから。

○小野ごみ対策課長 言葉を間違えてしまうといけないので、ちゃんと。

○浅賀委員 そんなに僕も細かく、言質をとって話をするわけではないので。本庁舎の跡地がどうなるのか、わかっていなくて話してしまうと、庁舎建設予定地には何階建てができるのかと聞かれると思う。

○小野ごみ対策課長 新庁舎か。

○浅賀委員 新庁舎が、あそこに何階建てができるのか。そういうことで、どのくらいの大きさかということが聞かれる。そうすると、第二庁舎と同じぐらいの建物ではないかなという話でいいのであれば、そういう話の仕方を考えたい。話し方としては、もう少し、より具体的にこういう話をしてくださいと求められれば、中途半端な答えでは不信感を買ってしまう。その辺も含めてどのくらいの広さのものが建つのかということぐらいのことは教えておいてもらわないと僕は説明ができない。

イメージ的には第二庁舎と同じぐらいの大きさのものが建つという話であれば、そう説明するけれども。

○柿崎会長（環境部長） 基本的には第二庁舎とか本庁舎、その他、文書倉庫だとかいろいろなものをあわせて、大体大きき的には1万2,000㎡程度である。

○浅賀委員 相当大きいものになるね。

○柿崎会長（環境部長） それは24年にできた基本計画があり、そちらのほ

うに1万2,000㎡と定めている。ただ、一部議員さんの中にはもっと小さくてもいいだろうという話もあるし、一方で、もっと大きくしてこういうものを入れたほうがいいのではないかという議論もある。

○浅賀委員 そういう話になってしまうから難しいわけだね。

○柿崎会長（環境部長） 難しい。行政とすれば1万2,000㎡と言っているけれども、一応それが基本である。福祉会館のほうも行政として言っているのは3,500㎡。ただ、議員さんによってはこういうものを入れたほうがいいというようなこともあるし、もっと大きくできないものかどうか、将来、旧福祉会館でやっていた内容について盛り込むと思うともっと大きくできないのとか、そういう話も出ている。行政として3,500㎡という話で、市民検討委員会等にも話をさせていただいている。

○浅賀委員 そうすると本庁舎は要らなくなるよね。では、そこは今後どう活用するのか。

○小野ごみ対策課長 聞いている話では活用するという事は聞いている。

○浅賀委員 何のための施設か、そこは、わからないのか。

○柿崎会長（環境部長） そこについても議論が終わっていない。

○浅賀委員 いろいろ議論があるということなのだね。

○柿崎会長（環境部長） 議会ではそれぞれいろいろな方向から指摘をいただいている。

○浅賀委員 それから、個人的な意見なのだけれども、第二庁舎の隣のNTTの施設に、ある用事で行ったことがある。窓口に守衛さんがいて、営業していないというので、フロアは2階ぐらいしか使っていない。あその土地をNTTから市が譲り受けて、上物は市で建てるとか、そういうやり方などもあるよなと思っていたけれども、そういうことも考えたりされているか。

○佐野委員 NTTは、僕も関心があっていろいろ調べたことがあるが、あそこは地下に重要なものを埋設していると聞いたことがある。

○浅賀委員 そうということなのね。

○佐野委員 したがって、他社には貸せないと聞いたことがある。その通信のいろいろな秘密とかそれから通信を妨害されたりするときの危険があるので、だめなんだという話は出ていて、多分行政も知っているのではないかと思うけ

れども。

○小野ごみ対策課長 佐野委員のご発言は会議録に残しても大丈夫か。

○佐野委員 大丈夫。

○柿崎会長（環境部長） 建物は古いが、ちゃんと修理をして、現状もしっかり管理されているし、今、佐野委員が言われたようなこともあるので検討は難しい。

○浅賀委員 そういうことも多分聞かれると思う。こっちも知らないで、何か分からないぐらいではしょうがないから、庁舎から近隣の閑散としたビルなど、多分そのぐらいのことは聞かれると思う。

○佐野委員 何となく気になるのは、ここは結果的に5ページの8で、「上記の経過と理由から、市は、総合的に考慮し、6に記載の敷地を候補地として決定いたしました。」と。これをきょう全員に了解してもらえないかということに、どうもなりそうだなと見る。ただし、僕は微妙だなと思ったのは2を見てください。2の3行目のところは庁舎建設のあそこは「候補地」かということ「予定地」と書いてある。「予定地」となっている。それで、二枚橋にしても貫井北にしても予定地のままでは何かまずいことがこれはあるのか。パブコメをやるときに候補地でなければだめとかということがあるのかというのが1点。

もう1つが3のところの一番下から2行目に、「なお、ごみ対策課としては、関連施設の紹介」、多分これは庁舎建設予定地の中でしょう。あるいは、「ごみ減量に関する啓発等に関するスペースについて、庁舎等の建設計画策定に当たり所管部署に要望しています。」とあるけれども、所管部署に要望しているけれども、どんな考え方をしているのか、この辺は。それからそのスペースはどのぐらい話しているということなのか。

次は6ページ10「今後の地域連携について」で、「市は候補地周辺自治会等にご参加いただく協議会において、施設整備に関する協議を今後も行い」と書いてあるね。候補地だから決定ではないのだよね。もし仮にここが候補地になったとしても、施設整備に関する協議もまだ今後行うわけね。まだ決定をするという意味ではないのだということでもいいのか、このところは。その辺が非常にこれを読んだだけではわかりにくいところがあって、どうなのか。

○小野ごみ対策課長 順にご説明するが、1つ、一番最初に簡単なところが、

庁舎建設予定地の中でごみ対策課として関連施設の紹介や云々と書いてあるところは、私どもとしては、これまで、中間処理場運営協議会を含めて両協議会の皆様方からいただいた意見をもとに考えている。本来庁舎建設予定地なので、庁舎の建設が基本となるけれども、ぜひごみ対策課として使わせていただけるスペースを確保してほしいということで要望している。具体的にどういうことかということ、例えば不燃系の施設なら、どこで、どういう処理をしている、可燃ごみについては浅川清流環境組合で焼却処理をしていただいている、そこから出た焼却灰については日の出町にある二ツ塚広域処分場でエコセメント化しているという紹介を市民の皆さんたちに庁舎の中でさせていただきたいと考えているのが1つある。

もう1つは、子供たちがごみの関係で今中間処理場とか施設見学に来るが、そういうときに小学校4年生からごみのことの勉強を始めるけれども、1つの学校の4年生全員が来ても説明ができるだけのスペース、現時点においては100㎡は欲しいということで、庁舎建設担当のほうには要望をしている。そのスペースを使って、先ほどもお話したけれども、リサイクル事業所については中町のほうで行っているけれども、常設する必要があるのかということ、最近の各市の状況とか見ると常設ではなくて、イベントによって開催をするリユース品の展示販売というのをやっている団体も少しずつ出てきている。このリサイクル事業というやり方についても、この協議会も含めて意見をいただいた上で、庁舎建設予定地の中で行いたい。その100㎡の中でそういうことをやっていきたいということで要望させていただいている。1点目はそのようなことである。

それと、今回のこの資料については町会、自治会のほうに説明をさせていただくものになるが、候補地を2か所に選定した経過をお示ししているものである。私どもが行政として候補地として2か所を選定した経過を載せさせていただいて、その説明をもって、ぜひ施設周辺のところの東町の方々に市が考えた候補地というものについて理解をいただきたいという気持ちである。まだこの段階では、候補地だが、佐野委員がおっしゃられたとおり基本計画を今年度末までに策定するけれども、その段階では建設予定地という形で基本計画の中にはお示しをしていきたいという考え方を持っている。

○佐野委員 基本計画の中では候補地ではなくて予定地として出したいということか。それはなぜ。ここの皆さんが予定地ということを知りたくなくても出したいということか。

○小野ごみ対策課長 現時点ではそういうふうに思っている。

○佐野委員 市が考えているというわけ。

○小野ごみ対策課長 はい。皆様の同意を得られれば、候補地ということではなくて予定地ということにしたいと思っている。

○佐野委員 同意をすれば予定地にしたいと、現状は候補地になっているから、候補地のままで住民説明会とかパブコメをやりたいと、こういうこと。

○小野ごみ対策課長 パブコメをする段階では予定地としたい。

○佐野委員 みんなが同意しなくてもか。

○小野ごみ対策課長 だから私たちの希望としてパブコメをする前に同意をいただきたいと考えている。

○佐野委員 だから、それは予定地として同意をするまではパブコメはできないし、パブコメをやるときには予定地という形でないとできないという、何か法的には。

○小野ごみ対策課長 そういうことではない。

○佐野委員 ないの？ そうか。これまでも候補地は候補地なのだね。

○小野ごみ対策課長 候補地としては、私たちは去年の7月20日から候補地としている。

○佐野委員 候補地なんだね。

○小野ごみ対策課長 去年の7月20日から候補地である。

○福島委員 候補地というのは複数個所を出すのだよね。それが候補地なんだよね。2つだけでももうやるというのは変な話だよね。だからおかしくなる。

○朝倉委員 5つも3つも出して、それで選ぶということだよね。

○福島委員 それが候補地なんだよ。その2つで決めていただくことは、初めから完全に予定なんだ。そこら辺のところがおかしくなっているから。それで決めてくださいよと。

○朝倉委員 協議会で認めればということは、俺たち認めることになってしまう。

○福島委員 認めなければどうなるかという。

○朝倉委員 冗談じゃないよ。

○小野ごみ対策課長 予定地ということでお示しをするのではなくて、候補地としてお示しして、私ども説明はさせていただき、皆様方の意見を聞いた上で、最終的に予定地にしたいという気持ちは最初から持っていた。

○福島委員 ノーと言ったらどうなるのか。

○小野ごみ対策課長 ノーと言われたくはないので、協議は続けていただきたいと思っている。

○朝倉委員 「うん」って言うはずないじゃない。

○佐野委員 要するに整理をしてみると、候補地であったけれども、できればこの協議会を通じて予定地に格上げさせてもらえればありがたいし、そして、予定地という名前のもとに、パブコメとかあるいは住民説明会に入ってきたかったということだね。ただし、同意をもらえそうもないので、候補地のままでパブコメとかあるいは住民説明会をさせてもらいたいと、こういうふうに理解していいのか。

○小野ごみ対策課長 最後の後段のほうは、私どもは現時点では考えていない。パブコメをするまでには皆様方の同意を得る努力をして、予定地としたい。その気持ちは変わらない。

○佐野委員 それはいつまでなの。

○小野ごみ対策課長 12月15日からパブコメが始まるので、11月中には同意をいただきたい。

○佐野委員 ただ、課長、人にはそれぞれ意思があるわけではないか。人の意思を勝手に変えたり、勝手に動かしたりするというのは、民主主義の世の中ではあってはならないこと。だからその意思が変わるか変わらないかは、各委員の主権に委ねるしかなくて、あくまでも希望とすればそういう気持ちを持っているという表明だよ、今のはね。

○福島委員 各自治会に行っても賛成の人もいるし、当然反対の人もいるよね。集約というのはものすごく難しいよね。

○小野ごみ対策課長 難しいと思う。

○福島委員 ではこの会として多数決で決まるわけにもいかないし、どうやっ

て決めるのか。

○**矢野委員** 各論提示で返事をしたほうがいいと思う。こういう意見もありました、こういう意見もありましたと。今おっしゃるようにどちらかイエスカノ一だけで決まるとは思えない。当然いろいろな意見が出てくる。当然集約はするが、集約するときに2つか3つかの意見となったときに、私どもの会議、自治会に対しても、我々の意見を言うために出ているのではなくて、皆様の意見を集約して市に伝えるために出ているという説明をしている。だから、そうなったときにいろいろな意見が出てきたら、それはこんな意見とこんな意見、こんな意見もあったと言って出していいのか、それとも、集約して、この意見ということでくださいとおっしゃられているのか。

○**小野ごみ対策課長** そこまでは求めていない。いろいろな意見があつて当然のことだと思っている。そのいろいろな意見の中でも基本は反対だよ。けれども、例えば、こういう条件をくんでもらえるのだったら考えようかという意見があれば、それは大切な意見だと思っているので、私たちは、それはちゃんと受けとめて反映ができるものであるならば反映していきたいと考えている。

○**福島委員** 本当に反映するのか。

○**小野ごみ対策課長** 反映できるかどうかはわからないけれども、それはここにも書いてあるけれども、反映ができるのであるならばできるように本当に全力を尽くして、反映できるように努めたい。

○**佐野委員** わかった。

○**小野ごみ対策課長** そこは信頼していただくほかないけれども。

○**柿崎会長（環境部長）** 時間なのですが、この文書の中身、それから文字等々については、反映するべきところというのはあるか。

○**小野ごみ対策課長** あくまでも市の考え方なので、皆様方が納得する納得しないというのではないので、市の考え方について、これで説明させていただいてよろしいかどうかというところ。

○**朝倉委員** 他の委員の方について詮索する必要はないのだが、しかし少なくとも町会だとか組織から出ている人が、「それはいいですよ」なんて言えないよ。

○**小野ごみ対策課長** 前回お話をさせていただき、もう少しこういう言葉を加

えたほうが良いということがあればいただきたい。

○朝倉委員 だめだよ、それは無理だよ。

○小野ごみ対策課長 わかった。

○蜂谷委員 基本な点で考え方が違う。

○朝倉委員 違うから。

○小野ごみ対策課長 では言い方を変えると、この文書で私どももう一回、市長の印を押したもので皆様方に、各町会、自治会のお考え方に沿って全戸配布でいいのであるならば全戸分のものを用意するし、説明会に来てほしいということであれば私どもが説明会に伺うし、町会のほうで我々に任せてということであれば、それはそれでお願いさせていただきたいと思っている。それぞれのご意向については、この文書を差し上げる前に意向の調査をさせていただいてよろしいか。配り方の意向を確認させていただきたい。

○吉田委員 これの7項については必ず入れていただきたいと切望する。

3. その他

○柿崎会長（環境部長） それでは時間になったので、次回予定について事務局からお話をさせていただく。

○事務局（山下） それでは、まず前回の要点録について。案を資料と同封で配付させていただいているが、修正等のご意見については10月27日までに事務局までお知らせいただくようお願いする。修正後、後日、ホームページ等で公開させていただく。

続いて次回の協議会の開催日程についてだが、こちらの協議会は11月中旬での開催をお願いしたいと考えている。ちなみに候補日だが、11月16日、17日、18日である。皆様のご予定をご確認いただきたい。

（次回日程調整）

○小野ごみ対策課長 それでは17日金曜日の9時30分から11時30分ということで、予定をさせていただく。

○柿崎会長（環境部長） それでは、時間が4時半近くなってきたので、以上で、今回についても副会長と委員の選出については保留とさせていただく。

○矢野委員 それについてだけれども、虹の会さんは一回も出て来られていない。このままずっと欠席扱いということでもいいのか、というのが1つと。それから、副会長さんと委員の方の選出というのは、ここまでなしで来ていて、今さらやる必要があるのかというのを逆にお聞きしたい。

○小野ごみ対策課長 この協議会自体は、仮に皆様方に同意をいただいて施設建設した後も協議会を続けていきたいと思っている。その段階のことも含めて今半径500mくらいの範囲内の町会、自治会さんを基本にお願いをさせていただいているので、引き続き新小金井虹の会さんについては、協議会にご参加くださいという働きかけは続けていきたいと思っている。

○矢野委員 いずれにしても虹の会さんにもこれを渡してということだよね。

○小野ごみ対策課長 そうである。

○柿崎会長（環境部長） 以上で本日は終了させていただく。

開会